



国空保第221号  
国空制第400号  
運訓第7531号  
平成16年8月31日

国土交通省航空局管制保安部保安企画課長



国土交通省航空局管制保安部管制課長



防衛庁運用局訓練課長



## 国土交通省航空交通管理センター（仮称）において行う空域管理業務に関する調整等の細部に関する確認について

両省庁は、「国土交通省航空交通管理センター（仮称）における空域調整に関する覚書」（平成16年8月31日、国空保第220号、国空制第399号及び運訓第7529号）に基づき、国土交通省航空交通管理センター（仮称）（以下「ATMセンター」という。）における空域の有効利用を図るための業務（以下「空域管理業務」という。）に関わる調整等の細部について、以下のとおり確認する。

1 両省庁は、空域の効率的な運用を図るため、以下の経路及び臨時訓練空域の設定を行うための調整を、ATMセンターの空域管理業務の本格運用開始までの間に終了するものとする。

### （1）経路

自衛隊高高度訓練／試験空域（同空域と重複する射場を含む。以下同じ。）等内にあらかじめAIPで公示された経路で、自衛隊が当該空域を使用しない場合において、ノータムにより使用時間帯及び使用可能な高度帯を公示することにより、民間航空機の飛行を可能とする経路（以下「調整経路」という。）。

### （2）臨時訓練空域

これまでの航空自衛隊総合演習及び日米共同訓練において設定した臨時訓練空域を参考として、あらかじめAIPで空域の範囲を公示し、ノータムにより使用時間帯及び高度帯を公示する空域（以下「特別な臨時訓練空域」という。）。

- 2　自衛隊高高度訓練／試験空域等の使用計画及び使用状況を自衛隊の担当官からATMセンターの担当官へ通知し、自衛隊の担当官とATMセンターの担当官（以下、「両担当官」という。）は、これらの空域のうち自衛隊が使用しない空域について、当該空域内の調整経路の運用を含め民間航空機が飛行するための調整を行うものとする。  
なお、当面、使用計画及び使用状況の通知の対象となる空域は自衛隊高高度訓練／試験空域及び特別な臨時訓練空域とし、通知の対象となる空域を変更する場合は、あらかじめ両省庁間で協議するものとする。
- 3　自衛隊が訓練実施のため、既存の自衛隊高高度訓練／試験空域以外に特別な臨時訓練空域を使用する必要がある場合、両担当官は、航空交通管理上の影響を勘案した上で、使用時間帯及び高度帯を調整するものとする。なお、当該空域を飛行する民間航空機がある場合の安全確保のための運用方式を、あらかじめ両省庁の関係機関間において定めるものとする。
- 4　早期警戒管制機、空中給油・輸送機（平成18年度末配備予定）等の自衛隊機が特別な形態の飛行を行う場合、両担当官は、飛行空域の確保等当該飛行の実施に必要な調整を行うものとする。
- 5　ATMセンターの担当官は、自衛隊の担当官に対し、セクターにおける航空交通情報等、航空交通管理に関わる情報を提供するものとする。
- 6　両担当官は、上記のほか、空域を有効利用し、民間航空機の効率的な飛行及び自衛隊の運用の円滑な実施を図るために必要な調整を行うものとする。
- 7　この確認書の実施に関し必要な事項は、国土交通省航空交通管理センター長（仮称）及び航空幕僚監部防衛部運用課長の間で協議して定めるものとする。